

新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置について

②物価高騰に伴う住民税非課税世帯給付金給付事業等について

物価高騰等に直面する低所得世帯を支援するため、3つの給付事業を実施する。

【共通事項】

○基準日 令和6年6月3日

○手続き 6月28日（金）に確認書等を送付し同封の返信用封筒に必要事項を記載し返信

※【3】住民税非課税子育て世帯等給付金給付事業は返信不要

○振込等 初回分は7月11日（木）に振込 ※初回以降は確認書を受領後、毎週木曜日に振込

○受付期間 6月28日（金）から10月31日（木）まで

※次の世帯は対象外

- ▶ 5年度住民税非課税世帯給付金等の支給を受けた世帯
- ▶ 世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯

【1】物価高騰に伴う住民税非課税世帯給付金給付事業

○給付金額 100,000円/1世帯 ※約200世帯を見込む

○給付要件

- ▶ 令和5年度の住民税所得割が課せられた世帯であって、全員が令和6年度の住民税が非課税である世帯

【2】住民税均等割課税世帯給付金給付事業

○給付金額 100,000円/1世帯 ※約200世帯を見込む

○給付要件

- ▶ 令和5年度の住民税所得割が課せられた世帯であって「令和6年度住民税均等割のみ課税者」の世帯 または 「令和6年度住民税均等割のみ課税者及び非課税者」の世帯

【3】住民税非課税子育て世帯等給付金給付事業

○給付金額 50,000円/18歳以下の子ども1人 ※約45人を見込む

○給付要件

- ▶ 「令和6年度住民税が非課税」の世帯 または「令和6年度住民税均等割のみ課税者」の世帯